

発議第1号

ロシア連邦によるウクライナ侵攻を厳しく非難し、平和的解決を求める決議

上記の議案を、次のとおり瀬戸内市議会会議規則（平成16年瀬戸内市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

令和4年3月7日 提出

瀬戸内市議会議長 廣田 均 様

提出者 議会運営委員長 石原 芳高

（提案理由）

ロシアによるウクライナ侵攻は、国際社会の平和と安全を著しく損なう暴挙であり、断じて許すことができない。

多くの方の命が奪われる事態は、いずれの国、地域にあっても断じてあってはならないことであり、本市議会は厳重に抗議するとともに、平和的解決を求める。

(別紙)

ロシア連邦によるウクライナ侵攻を厳しく非難し、平和的解決を求める決議

本年2月24日から開始されたロシアによるウクライナ侵攻は、国際社会の平和と安全を著しく損なう暴挙であり、断じて許すことができない。

また、ロシアのプーチン大統領は今回の軍事侵攻に際し、核兵器の使用を示唆するような発言をしている。このような力を背景とした行為は、国際法及び国連憲章の重大な違反である。

この事態は、欧州にとどまらず、日本が位置するアジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがすもので、断じて看過できない。

多くの方の命が奪われる事態は、いずれの国、地域にあっても断じてあってはならないことであり、瀬戸内市議会は厳重に抗議するものである。

政府においては、現地在留邦人の安全確保に努めるとともに、国際社会と緊密に連携しつつ、毅然たる態度でロシアに対し制裁措置の徹底及び強化を図り、即時無条件でのロシア軍の完全撤退を求めるものである。

以上、決議する。

令和4年3月7日